

第 6 号様式

与町第 号
年 月 日

様

与論町長



国民健康保険一部負担金減免等承認・不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予について、下記のとおり決定しました。

記

被保険者証記号番号		与国保 ー	種別	一般 ・ 退職
療養の 給付を 受ける者	氏 名	(男・女)		世 帯 主 と の 続 柄
	生 年 月 日	年 月 日		
世 帯 主	住 所			
	氏 名			
決定内容	□ 承 認	適用区分	□ 減額 (/) □ 免除 □ 徴収猶予	
		適用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	□ 不承認	不 承 認 の 理 由		

この処分に不服があるときは、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に鹿児島県国民健康保険審査会に対して文書又は口頭で審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、国民健康保険法により、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、その裁決を経ないでも提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、前記の審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に与論町を被告として提起することができます。